

## 公立大学法人宮崎県立看護大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する 基本方針

平成30年4月1日

(趣旨)

第1 この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）の趣旨を踏まえ、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費について、不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基本方針における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「公的研究費」とは、学内予算で措置された研究費及び学外機関から受入れ又は本学に経理を委任された研究費等、教職員が本学において使用する全ての経費をいう。
- (2) 「教職員」とは、公立大学法人宮崎県立看護大学職員就業規則（平成29年規則第2号）第2条及び第18条、公立大学法人宮崎県立看護大学特任教授規程（平成30年規程第113号）第3条及び公立大学法人宮崎県立看護大学非常勤職員就業規則（平成29年規則第4号）第2条に規定された者（ただし、非常勤講師等の給料額決定基準で定める非常勤講師及び特別講師は除く。）をいう。
- (3) 理事長は「最高管理責任者」として、本学全体を統括し、公的研究費の適正な運営・管理及び不正使用の防止について最終責任を負う。
- (4) 学長は「統括管理責任者」として、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な運営・管理及び不正使用の防止について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとする。
- (5) 研究不正防止委員長（以下「委員長」という。）は、「コンプライアンス推進責任者」として、統括管理責任者の指示の下、公的研究費の適正な運営・管理及び不正使用の防止に関する次に掲げる業務について、実質的な責任と権限を有するものとする。
  - ア 自己の管理監督又は指導する部局等における公的研究費の適正な運営・管理を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - イ 公的研究費の不正使用の防止および適正な運営・管理を図るため、部局等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス教育については、部局ごとに行わず、全学での実施とすることもできる。
  - ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、教職員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

- (6) 委員長は、必要に応じ「コンプライアンス推進副責任者」を指名し、コンプライアンス推進責任者の職務を補佐させることができる。

(責任体系の明確化)

第3 本学における公的研究費を適正に運営及び管理するために、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」及び「コンプライアンス推進責任者」を置き、各責任者が公的研究費の適正な運営・管理に関して学内外に対して責任を持ち、積極的に推進するとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

(適正な運営・管理のための環境の整備)

第4 公的研究費の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) ルールの明確化・統一化

公的研究費に係る事務処理手続に関する明確なルールを定め、統一的な運用を図るとともに、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に分かりやすく周知する。

(2) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する教職員の権限と責任について明確に定め、職務権限及びこれに基づく決裁手続を明確に定める。

(3) 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対して、本学の不正対策に関する方針やルール等を含め研究活動上遵守すべきコンプライアンスに関する研修等を実施するとともに、関係する規則等を遵守する旨の誓約書（別紙様式）の提出を求める。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

公的研究費の不正使用に関する告発等があった場合の調査の体制と手続、及び懲戒に関する規程を整備するとともに、公正で透明性の担保された運用を図る。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第5 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、研究不正防止委員会を中心に大学全体で推進することにより、不正の発生を防止する。

(研究費の適正な運営・管理活動)

第6 不正防止計画を踏まえ、取引業者との癒着を防止するとともに、発注・検収業務に関して実効性のあるルールを構築、運用し、適正に予算を執行する。

(1) 予算の執行管理

予算執行の遅延、年度末の集中執行等の状況や原因を適切に把握し、必要に応じコンプライアンス推進責任者と連携し、改善策を講ずる。

(2) 取引業者との間の不正な取引の防止

不正な取引に関与しないことなどを盛り込んだ誓約書を取引業者から徴取し、教職員と取引業者との癒着を防止する対策を講ずる。

なお、誓約書の徴取方法は、「公立大学法人宮崎県立看護大学における取引業者からの誓約書徴取の取扱い」に定める。

(3) 事務局によるチェック体制の確立

物品調達等に係る発注・検収、非常勤雇用者の雇用管理、出張用務の目的や旅費受給額の適切性の確認などに関して、事務局による実質的な管理やチェックが有効に機能する体制を構築し、運用する。

(4) 換金性の高い物品の適切な管理

パソコン等の換金性の高い物品については、所在を記録するなど適切に管理する。

(情報発信・共有化の推進)

第7 研究費の使用に関するルール等の相談窓口を事務局に設置するほか、研究費の不正防止に向けた基本方針等を外部に公表する。

(モニタリングの在り方)

第8 公的研究費の適正な管理のため、コンプライアンス推進責任者や研究不正防止委員会による実効性のあるモニタリング体制を整備・実施するとともに、毎年度定期的に内部監査を実施する。

附 則

この基本方針は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和3年10月1日から適用する。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日から適用する。

